

医師の意見書 (医師記入)

まるやま保育園 園長殿

園児氏名

平成・令和 年 月 日 生

疾患名 (該当疾患に☑をお願いします)	登園のめやす
麻しん (はしか)	解熱後3日を経過後
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日経過後
風しん	発疹消失後
水疱 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化後
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し かつ全身状態が良好になるまで
結核	感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱 (プール熱) (アデノウイルス)	発熱、充血等の主な症状が消失後2日経過後
流行性角結膜炎 (はやり目) (アデノウイルス)	感染力が強いため、結膜炎の症状が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤 による5日間の治療が終了後
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、 O111等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療終了後48時間をあ けて2回連続で菌陰性が確認された後
急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	感染の恐れがないと認められるまで

登園停止期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったため

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

※かかりつけ医のみなさまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記感染症について医師の意見書の記入をお願いします。

※保護者のみなさまへ

上記感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この医師の意見書を保育園に提出してください。